別表第１（第４条関係）

|  |
| --- |
| 耐震診断支援事業 |
|  | 補助対象住宅 | 市内に存し，平成12年５月31日以前に着工された木造住宅 |
| 耐震改修支援事業 |
|  | 補助対象住宅 | 市内に存し，平成12年５月31日以前に着工された木造住宅で，評点が1.0未満と判定されたもの |
| 補助要件 | 次に掲げる事項の全てに該当するもの①改修後の評点を1.0以上とするもの②高さ1.5メートル以上の家具を固定③耐震改修施工者等が施工④市が別に定める啓発活動への協力及びエシカル消費（県産材利用，廃棄物の削減等）への取組⑤感震ブレーカー（分電盤タイプに限る。以下同じ。）を設置 |
| 補助対象経費 | 次に掲げる耐震改修工事に要する経費及び感震ブレーカーを設置する工事に要する経費①改修後の評点を向上させる耐震改修②評点に反映しない部分的な欠陥を改善する工事③地震時に倒壊の危険があるコンクリートブロック塀の撤去等に必要な工事④家具を固定する工事⑤前各号に掲げるもののほか，市長が減災に寄与すると認めた耐震改修関連工事 |
| 補助率 | 耐震改修工事に要する経費の５分の４以内（次の欄のただし書を除く。） |
| 補助限度額 | １棟当たり2,000,000円ただし，耐震改修と併せて火災予防対策を実施する場合は，100,000円を加算することができる。 |
| 耐震シェルター設置支援事業 |
|  | 補助対象住宅 | 市内に存し，平成12年５月31日以前に着工された木造住宅で，評点が1.0未満と判定されたもの |
| 補助要件 | 次に掲げる事項の全てに該当するもの①持家であって，耐震シェルターを設置するもの又は耐震ベッドを設置するもの②高さ1.5メートル以上の家具を固定③耐震改修施工者等が施工④市が別に定める啓発活動への協力 |
| 補助対象経費 | 次に掲げる工事に要する経費及び感震ブレーカーを設置する工事に要する経費①耐震シェルターを設置する工事又は耐震ベッドを設置する工事②家具を固定する工事 |
| 補助率 | 耐震シェルター設置に要する経費の５分の４以内（次の欄のただし書を除く。） |
| 補助限度額 | １棟当たり800,000円（耐震ベッド設置の場合は400,000円）ただし，耐震シェルター設置と併せて火災予防対策を実施する場合は，100,000円を加算することができる。 |
| 住宅の住替え支援事業 |
|  | 補助対象住宅 | 市内に存し，昭和56年５月31日以前に着工された木造住宅で，評点が0.7未満と判定されたもの |
| 補助要件 | 次に掲げる事項の全てに該当するもの①現在居住する住宅の全てを除却するもの②解体業者が施工 |
| 補助対象経費 | 次に掲げる工事に要する経費①住宅を除却する工事②地震時に倒壊の危険があるコンクリートブロック塀の撤去等に必要な工事 |
| 補助率 | ５分の２以内 |
| 補助限度額 | １棟当たり300,000円 |

別表第２（第４条関係）

|  |
| --- |
| 耐震改修支援事業 |
|  | 補助対象外経費 | ・新築，改築，増築工事に係る経費・リフォーム工事に係る経費・平成１２年６月１日以降に増築された部分の耐震改修等に係る経費・造園，門扉等の外構工事に係る経費・家庭用電化製品，家具，カーテン等の購入に係る経費・電話，インターネット，ケーブルテレビの配線工事に係る経費・地上デジタル放送対応アンテナの設置に係る経費・浄化槽設置工事に係る経費 ・解体工事（補助対象工事を行うために一部を解体する場合を除く。）に係る経費・この要綱以外の補助制度を利用する場合で，当該補助制度で重複計上が認められない経費・上記に掲げるもののほか，補助対象工事と認められない工事等に係る経費 |
| 耐震シェルター設置支援事業 |
|  | 補助対象外経費 | ・新築，改築，増築工事に係る経費・耐震シェルター設置に伴わないリフォーム工事に係る経費・平成１２年６月１日以降に増築された部分の耐震改修等に係る経費・造園，門扉等の外構工事に係る経費・家庭用電化製品，家具，カーテン等の購入に係る経費・電話，インターネット，ケーブルテレビの配線工事に係る経費・地上デジタル放送対応アンテナの設置に係る経費・浄化槽設置工事に係る経費・解体工事（補助対象工事を行うために一部を解体する場合を除く。）に係る経費・この要綱以外の補助制度を利用する場合で，当該補助制度で重複計上が認められない経費・上記に掲げるもののほか，補助対象工事と認められない工事等に係る経費 |
| 住宅の住替え支援事業 |
|  | 補助対象外経費 | ・新築，改築，増築工事に係る経費・昭和５６年６月１日以降に増築された部分の除却工事に係る経費・この要綱以外の補助制度を利用する場合で，当該補助制度で重複計上が認められない経費・上記に掲げるもののほか，補助対象工事と認められない工事等に係る経費 |

別表第３（第６条、第７条、第１１条、第１５条、第１７条、第１８条、第１９条、第２１条、第２５条関係）

|  |
| --- |
| 耐震診断申込み時 |
|  | 提出書類 | ・木造住宅耐震診断申込書（様式第１号）・住宅の付近見取り図・居住者の同意書（貸家の場合）・木造住宅耐震診断報告書の写し（補強計画のみの場合）・その他市長が必要と認める書類 |
| 補助金交付申請時 |
|  | 提出書類 | ・補助金交付申請書（様式第２号）・住宅概要書（様式第２号別添）・住宅の付近見取り図・居住者の同意書（貸家の場合） |
| 事業内定後（補助事業のうち，住宅の住替え支援事業以外の場合） |
|  | 提出書類 | ・事業計画書（様式第３号） ・見積書（補助対象経費と補助対象外経費が確認できるもの）・住宅の全景写真及び工事予定箇所の現況写真・木造住宅耐震診断報告書の写し・改修設計計算書（エクセル版）及び診断ソフトによる改修後計算書・図面［配置図（敷地内の全建物の配置図），現況平面図，改修平面図，詳細図（必要に応じて）］・計画確認書（自主検査を行ったもの）・その他市長が必要と認める書類 |
| 事業内定後（補助事業のうち，住宅の住替え支援事業の場合） |
|  | 提出書類 | ・事業計画書（様式第４号）・見積書（補助対象経費と補助対象外経費が確認できるもの）・住宅の全景写真及び工事予定箇所の現況写真・木造住宅耐震診断報告書の写し・図面［配置図（敷地内の全建物の配置図），現況平面図］・計画確認書（自主検査を行ったもの）・その他市長が必要と認める書類 |
| 補助金交付変更申請時 |
|  | 提出書類 | ・補助金交付変更申請書（様式第５号）・事業計画後の提出書類のうち変更のあったもの |
| 補助事業中止（廃止）申請時 |
|  | 提出書類 | ・補助事業中止（廃止）申請書（様式第６号）・木造住宅耐震診断報告書の写し（耐震改修等と併せて行う耐震診断を実施したが，耐震改修等を行わないと判断した場合） |
| 補助事業（耐震診断）完了期日変更報告時 |
|  | 提出書類 | ・補助事業（耐震診断）完了期日変更報告書（様式第７号） |
| 中間検査時 |
|  | 提出書類 | ・中間確認書（自主検査を行ったもの）・工事写真・検査対象部分図（平面図に工事完了範囲，検査範囲及び未施工範囲を記載したもの） |
| 完了検査時 |
|  | 提出書類 | ・完了確認書（自主検査を行ったもの）・工事写真 |
| 完了実績報告時 |
|  | 提出書類 | ・完了実績報告書（様式第８号）・補助金精算書（様式第９号）・工事契約書の写し・工事代金領収書の写し※見積書から変更がある場合は，補助対象金額の内容が分かる内訳書※受領委任の場合は，工事代金から補助金を差し引いた金額の領収書の写し・工事写真・その他市長が必要と認める書類 |
| 補助金請求時 |
|  | 提出書類 | ・補助金請求書（様式第10号）※受領委任の場合は，補助金受領委任払請求書（様式第11号）・額の確定通知書の写し |
| 消費税仕入控除税額の報告時 |
|  | 提出書類 | ・消費税等仕入控除税額報告書（様式第12号） |